

平成 21 年 4 月 15 日

各 位

会社名 株式会社レナウン
代表者 代表取締役社長 中村 実
(コード番号 3606 東証第一部)
問合せ先 法務・IR部長
山内 浩史
(TEL: 03-5496-8092)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年5月28日開催予定の第5回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、振替制度に一斉移行(株券電子化)されました。

これに伴い、株券の存在を前提とした規定の削除、条数の繰り上げ、附則の新設等所要の変更を行なうものであります。

なお、現行定款第7条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日を効力発生日として廃止する定款変更決議をしたものとみなされております。

- (2) 社外取締役及び社外監査役に幅広い人材を招聘する環境を整え、当社のコーポレートガバナンスの強化を図るため、定款第25条(社外取締役との責任限定契約)及び第32条(社外監査役との責任限定契約)を新設するとともに、所要の変更を行なうものであります。

なお、第25条(社外取締役の責任限定契約)に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙「定款変更の内容」に記載のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 5 月 28 日
定款変更の効力発生日	平成 21 年 5 月 28 日

以 上

(別紙)

定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>第7条 (株券の発行)</u> 当社は株式に係る株券を発行する。	(削除)
第8条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)
第9条 (单元株式数及び单元未満株券の不発行) 当社の单元株式数は100株とする。 当社は第7条の規定にかかわらず、 <u>单元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u>	第8条 (单元株式数) 当社の单元株式数は100株とする。
第10条 (单元未満株式についての権利) 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株式予約権の割当てを受ける権利	第9条 (单元未満株式についての権利) 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株式予約権の割当てを受ける権利
第11条 (条文省略)	第10条 (現行どおり)
第12条 (株主名簿管理人) 当社は株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、 <u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u> の作成並びに備置きその他の株主名簿、 <u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u> に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。	第11条 (株主名簿管理人) 当社は株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。 当社の株主名簿 <u>及び新株予約権原簿</u> の作成並びに備置きその他の株主名簿 <u>及び新株予約権原簿</u> に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。
第13条～第25条 (条文省略)	第12条～第24条 (現行どおり)

(新設)	<p><u>第 25 条 (社外取締役との責任限定契約)</u></p> <p><u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
(新設)	<p><u>第 32 条 (社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p><u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
第 32 条～第 35 条 (条文省略)	第 33 条～第 36 条 (現行どおり)
(新設)	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第 2 条 前条及び本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条及び本条を削除するものとする。</u></p>